

足立区温暖化対策キャラクター貸出ガイドライン

令和7年10月31日決定
環境部長決定

1 目的

このガイドラインは、足立区温暖化対策キャラクターの着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)を貸し出す場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

2 貸出事業

貸出しの対象事業は、環境に係る名称で環境啓発を目的として行うイベント行事のみとする。商品等の販売促進活動等、環境啓発以外が主目的のイベント行事は貸出しの対象事業としない。

3 使用申請

申請については、足立区温暖化対策キャラクター貸出実施要綱(以下「要綱」)に従って申請すること。

4 貸出方法等

要綱第4条による利用者は、管理者から直接着ぐるみを借り受け、直接返却することを原則とし、その作業は利用者が行うものとする。また、受領する際は要綱第6条に基づき、原状確認を行い、別紙の注意事項を遵守すること。

5 貸出料

貸出料は、無償とする。

6 画像及びイラスト等の使用について

著作権の関係上、告知用等に着ぐるみの画像・デザイン及びイラストは一切使用できないものとする。

7 着ぐるみの受取及び返却

受取及び返却場所は、足立区役所南館11階 環境政策課とし、時間は開庁日の9時から17時までとする。また、返却する際も原状確認を行い、破損又は汚損したときは要綱第6条に基づき、原状に復すこと。

8 管理者

このガイドラインに関する管理者は、環境部環境政策課環境事業係とする。